

第5回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会 議事概要

●日時：平成26年3月11日（火曜日） 13：30～16：15

●場所：滋賀県庁北新館5階 5-E会議室

●内容：

報告：びわ湖を中心とした広域的景観形成に係る施策の方向性について

議事：びわ湖を中心とした広域的景観形成基準について

●出席委員：川崎雅史委員（部会長代理）、黒崎道雄委員、佐伯祐二委員、
柴山直子委員、中嶋節子委員（部会長）、西本柳枝委員、福谷晃委員
（7名中7名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

（1）びわ湖を中心とした広域的景観形成に係る施策の方向性について（報告）

【質疑応答】

- 5段階の施策レベルに分けて段階的に進めていくという事であるが、都市計画と景観との調整に対しても各市の発展性等を考慮し、ひとつひとつのステップを踏みながら進めることは非常に重要である。
- 施策レベル2を目指すことを協議会幹事会で合意して頂いたことは大きな進歩である。

（2）びわ湖を中心とした広域的景観形成基準について

（2-1）色彩、形態について

【質疑応答】

- 今回は明度・彩度の基準を提案されているが、地域性のある色合いや特徴色については考えないのか。また、安全上特定の色に塗らなければいけない工作物等もあるかと思うので、適用除外を設定しておくべきではないか。
- ◆ 大きな考え方として背景の山並み等との調和を考えるべきであり、この基準を提案している。また適用除外については今後検討しなくてはならない。

- 一般的な都市では明度の上限値が7～8程度までとする例が多い。市町によっては明度を7まで認めてほしいといった要望があるかもしれない。そこで、県としてはまず厳しい基準を示しておいて、市町との協議の中で幅を持たせて確定していくことが望ましいかと思う。また素材についても少し色味のあるシルバーであれば反射を抑えることが出来る。
- 明度の上限値が厳しいと感じる。彩度の上限を厳しく定めておけば、明度の基準は緩やかでも良いのではないか。また、反射光のある素材とは具体的に何を指すのか。ガラスにも様々な種類があるが、ガラスは含まれるのか。反射光のある素材についてももう少し丁寧に記述しておくべきかと思う。
- 色彩も素材も表現の自由にかかわることであるので、大枠としての規制の方が良いのではないか。
- ◆ ガラス張りのビルであっても、近くから見れば光を反射している場合もあれば、遠くから見ると周辺の景色を映し込んでいる場合もあるかと思う。そのあたりは個別に判断すべきであるので、一概にガラスは不可といった表現は難しい。
- 現実的に運用する際には明度の上限値が6では厳しいと思うので、明度の上限を8程度で設定しておくという方法もあるかもしれない。
- 滋賀県の広域的景観における色彩基準として、何らかの説明がつく数値であれば構わないと思う。
- 明度の上限8というのは、色の専門家の方々が問題の無いラインとして述べられている。
- ◆ 協議会でも、明度の上限値が6では厳しいという意見は出ている。今回の案は既往知見から明度6を提案している。
- 初めに厳しい基準を作っておいて、市町の実情に合わせて緩和する等、個別に合わせていくという考え方と、初めに緩やかに基準を作っておいて、運用段階で厳しく指導するという2つの考え方がある。どちらなのか。
- ◆ 前者である。広域的な景観を検討する中で、事業者の誘導には「推奨」という考え方が重要である。初めに理想を示しておいて、個別に対応する中で最低限のラインが見えてくるのではないかと考えている。初めに厳しい基準を設定しておかなければ、方向性がぶれる恐れがあると考えている。
- 植栽による緩和措置が示されているが、樹種についても書き込んでおくべきではないか。

- 形態のイメージ図に違和感がある。「スカイラインを統一すること」とあるが、必ずしもスカイラインを揃えることで美しい景観になる訳ではない。圧迫感を与えないための壁面の分節化についても、等分に分節するよりもリズム感のある分節化が望ましい。
- 「屋根の連続性」という表現は適切か。またスカイラインが統一されていなくても建築物同士の隙間を空けることで美しい景観が成立している事例もある。形態基準の運用に関する文言を見直すべきであり、定まらないのであれば現段階で載せなくても良いのではないか。
- 目指すべき景観のイメージと形態基準の運用の文言に差異があるかもしれない。イメージ図の修正に加えて、文言についてもふさわしいものにして頂きたい。

(2-2) 規模（高さ）について

- 20景のケーススタディを進める中で、独立峰は規制幅 $2W$ ・規制規模 $1/3H$ 、山並みは規制幅 W ・規制規模 $1/4H$ がふさわしいという総論に至ったのか。
- ◆ そう考えている。

(2-3) 大規模工作物について

- 「風力発電が設置された場合、良好な景観を阻害する恐れがある」とのことであるが、一概に阻害とは言えず、景観に影響するといった表現が適切ではないか。また「できるかぎり設置を避ける」という文言が基準にあるが、非常に曖昧になっており、判断が難しい。風力発電施設の色彩基準については、明度の上限値6は妥当であると感じるし、新しい風景を創出するものとして白っぽくても良いのかなとも思う。太陽光発電については視点場の高さや発電パネルの向きが重要ではないか。植栽による緩和については、敷地面積いっばいに発電施設が建つと植栽が難しくなるので、建蔽率の基準を定めることができないか。
- 「できる限り不特定多数が望見できる尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること」との基準は削除しても良いのではないか。エネルギーの観点から望ましい場所であるのに、設置できないという事になりかねない。
- 「ただし審議会で認められた場合はこの限りではない」といった但し書きがあっても良いのではないか。
- ◆ 県内で大規模な風力発電や太陽光発電の施設が計画される場合に、候補地が複数あるのであれば、できるだけ望見できない場所を選定して欲しいという意図がある。
- 環境と景観の折り合いについては常に難しいものであるが、環境は環境の視点から、景観は景観の視点からの基準が必要であると考えている。山並みの稜線を遮へいしないことは必須であるが、個人的には設置する場所についての基準も定めるべきではないかと考えている。またその中で色彩についても考えなければならないが、今回の基準案の程度であれば問題の無い範囲ではないか。

- 今回の基準は各市町の行政指導としての性質を持っているものであるから、明確でなければならない。「できるかぎり」という表現は相当やっかいな基準になるのではないか。一方で、今回定めた基準も運用していく中で改定されていくものであろうと思うので、ある程度曖昧にしておくという方法もある。仮に「できるかぎり」という表現を使うのであれば、「丘陵地又は高台での設置はできるかぎり避けること」といった表現が適切である。また文法が奇妙なところがあるので、見直してほしい。

以上